

国家税務総局：増値税税額控除証憑の控除期限調整の関連問題に関する通知  
国税函[2009]617号

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局：

2003年以來、国家税務総局の増値税専用発票等税額控除証憑に対し、相次いで90日を控除申告期限とする管理措置を実行し、増値税徴収官管理情報システムの運用レベルの向上や納税者に対するすみやかな申告を促すのにプラスの役割を果たしてきた。最近一部の納税者及び税務機関より、現在の90日の申告控除期限は短かく、一部の納税者は税額控除証憑の申告期限が切れたため仕入税額を控除することができないとの意見があった。合理的に納税者の実際の問題を解決し、税収徴税管理を強化するため、検討の上、関連問題について下記の通り通知する。

一、増値税一般納税人が取得する2010年1月1日以降に発行される増値税専用発票、道路内陸河川貨物運輸業統一発票ならびに自動車販売統一発票は、発行日より180日以内に税務機関にて認証を行うとともに、認証を通過した翌月の申告期間内に、主管税務機関に仕入税額控除を申告しなければならない。

二、税関の輸入増値税専用納付通知書（以下税関納付通知書という）の「照合後控除」管理弁法を実行する増値税一般納税人が取得する2010年1月1日以降に発行された税関納付通知書は、発行日より180日以内に主管税務機関に《税関完税証憑控除リスト》（紙ベース資料と電子データを含む）を送付し査察照合の申請をしなければならない。

税関の納付通知書「照合後控除」管理弁法を実行していない増値税一般納税人が取得する2010年1月1日以降に発行された税関納付通知書は、発行日より180日後の第一納税申告期間終了前に、主管税務機関に控除仕入税額を申告する。

三、増値税一般納税人が取得する2010年1月1日以降に発行された増値税専用発票、道路内陸河川貨物運輸業統一発票、自動車販売統一発票及び税関納付通知書で、規定の期限内に税務機関にて認証、申告控除または査察照合申請を行わなかった場合には、合法的な増値税税額控除証憑として仕入税額控除計算をしてはならない。

四、増値税一般納税人が発行済みの増値税専用発票を紛失した場合、本通知第一条に規定する期限内に《国家税務総局：〈増値税専用発票使用規定〉改正に関する通知》（国税発〔2006〕156号）第二十八条及び関連規定に則り手続きをしなければならない。

増値税一般納税人が税関納付通知書を紛失した場合、本通知第二条に規定する期限内に通関地税関が発行した関連納税証明を持って主管税務機関に控除申請を提出しなければならない。主管税務機関は申請受理後に審査を行うとともに、納税者が提供する税関納付通知書の電子データ納入査察システムの照合を行う。査察照合に間違いがなければ、仕入税額控除を計算することがみとめられる。

五、本通知は2010年1月1日より執行する。納税者が取得する2009年12月31日以前

に発行された増値税税額控除証憑は、現行規定に従って執行する。

《国家税務総局：増値税一般納税人の取得する偽造防止税金統制システムが発行する増値税専用発票の仕入税額控除問題に関する通知》（国税発〔2003〕17号）第一条、《国家税務総局：貨物運輸業税収徴税管理強化に関する通知》（国税発〔2003〕121号）付属文書2《運輸発票増値税額控除管理試行弁法》第五条、《国家税務総局：貨物運輸業税収徴税管理強化の関係問題に関する通知》（国税発明電〔2003〕55号）第十条、《国家税務総局：税関の輸入増値税専用納付通知書ならびに廃棄・中古物資発票管理強化の関係問題に関する通知》（国税函〔2004〕128号）付属文書1《税関輸入増値税専用納付通知書査察弁法》第三条、《国家税務総局：貨物運輸業の若干の税収問題に関する通知》（国税発〔2004〕88号）第十条第（三）項、《国家税務総局：増値税一般納税人が取得する税関輸入増値税専用納付通知書の控除仕入税額の問題に関する通知》（国税発〔2004〕148号）第二条、第三条、第四条、《国家税務総局：自動車販売統一発票税金統制システム関係工作推進に関する緊急通知》（国税発〔2008〕117号）第五条、《国家税務総局：一部地区の税関輸入増値税専用納付通知書「照合後控除」管理弁法試行に関する通知》（国税函〔2009〕83号）第一条規定は同時に廃止する。

六、各地は真剣に本通知の具体的実施と宣伝工作を行い、執行中に問題が発覚した場合、すみやかに国家税務総局（貨物労務税司）に報告しなければならない。

国家税務総局

二〇〇九年十一月九日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／佐々木清美）